

## 平成25年度 第3回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

## 【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	河川	江の川下流土地利用一体型水防災事業 (川平地区)	江の川は、広島県北西部の阿佐山に源を発し、中国山地を貫流後、島根県江津市において日本海に注ぐ「中国太郎」の異名を持つ中国地方最大の一級河川である。 江の川下流部に位置する川平地区では、昭和47年7月洪水により地区全体で浸水被害が発生した。また、近年（平成18年7月洪水）においても浸水被害が発生している。 本地区は地盤が計画高水位よりも低く、流下能力が不足しているため、治水対策が必要であるが、通常の築堤方式で施工した場合、堤防と背後の急峻な山に囲まれた窪地に家屋が残ることによる住環境の悪化、田畑が著しく減少する等の弊害が発生することから、江津市による土地利用の調整とあわせて、宅地嵩上げ等により、治水安全度の向上を図るものである。	平成13年度 事業化	再評価後3年経過	事業継続	
2	河川	江の川総合水系環境整備事業	江の川は、広島県北西部の阿佐山に源を発し、東寄りに南下・北流し、途中広々とした三次盆地で主要支川である馬洗川、西城川と合流する。その後、峡谷状の河道形状で中国山地を貫き、平野を再び作ることなく島根県江津市において日本海に注ぐ「中国太郎」の異名を持つ中国地方最大の流域面積を有する一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、江の川の良い水環境や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成9年度 事業着手	再評価後3年経過	事業継続	
3	道路	一般国道9号 出雲・湖陵道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 出雲・湖陵道路は、一般国道9号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした島根県出雲市知井宮町から出雲市湖陵町三部に至る延長4.4kmの自動車専用道路である。	平成20年度 事業化	再評価後3年経過	事業継続	
4	道路	一般国道9号 湖陵・多伎道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 湖陵・多伎道路は、一般国道9号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした島根県出雲市湖陵町三部から出雲市多伎町久村に至る延長4.5kmの自動車専用道路である。	平成24年度 事業化	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	事業継続	
5	道路	一般国道9号 多伎・朝山道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 多伎・朝山道路は、一般国道9号の交通隘路区間の解消及びリダンダンシーの確保等を目的とした島根県出雲市多伎町久村から島根県大田市朝山町朝倉に至る延長9.0kmの自動車専用道路である。	平成18年度 事業化	再評価後3年経過	事業継続	
6	道路	一般国道9号 朝山・大田道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 朝山・大田道路は、一般国道9号の交通隘路区間の解消及びリダンダンシーの確保等を目的とした島根県大田市朝山町朝倉から大田市久手町刺鹿に至る延長6.3kmの自動車専用道路である。	平成19年度 事業化	再評価後3年経過	事業継続	
7	道路	一般国道9号 大田・静間道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 大田・静間道路は、一般国道9号の交通隘路区間の解消及びリダンダンシーの確保等を目的とした島根県大田市久手町刺鹿から大田市静間町に至る延長5.0kmの自動車専用道路である。	平成24年度 事業化	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	事業継続	
8	道路	一般国道9号 静間・仁摩道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 静間・仁摩道路は、一般国道9号の交通隘路区間の回避及び交通安全の確保等を目的とした島根県大田市静間町から大田市仁摩町大國に至る延長7.9kmの自動車専用道路である。	平成20年度 事業化	再評価後3年経過	事業継続	
9	道路	一般国道9号 仁摩・温泉津道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 仁摩・温泉津道路は、一般国道9号の交通隘路区間の回避及び交通安全の確保等を目的に計画された島根県大田市仁摩町大國から大田市温泉津町今浦に至る延長11.8kmの自動車専用道路である。	平成16年度 事業化	再評価後3年経過	事業継続	